

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

新潟県企業管理者 大田 正信

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太線部分は改正部分）

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係） （略） 支出負担行為					別表第1（第3条関係） （略） 支出負担行為				
科目等		次長	課長	課長補佐	科目等		次長	課長	課長補佐
1 収益的支出	(略)				1 収益的支出	(略)			
	(34) 特別損失 <u>災害復旧工事の執行に係るもの</u>	1,000万円未満	500万円未満			(34) 特別損失	1,000万円未満	500万円未満	
		<u>修繕費、委託費等に準じる</u>							
(略)					(略)				
(略)					(略)				
(注) 1～5 (略) <u>6 特別損失における「災害復旧工事の執行に係るもの」とは、本配当において次長が指定する事件とする。</u>					(注) 1～5 (略)				
別表第2（第4条、第4条の2関係） （略） 支出負担行為					別表第2（第4条、第4条の2関係） （略） 支出負担行為				
科目等		事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲		科目等		事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲	
1 収益的支出	(略)				1 収益的支出	(略)			
	(21) 特別損失 <u>災害復旧工事の執行に係るもの</u>	<u>修繕費、委託費等に準じる</u>							
(略)					(略)				
(略)					(略)				
(注) 1～6 (略) <u>7 特別損失における「災害復旧工事の執行に係るもの」とは、再配当において総務課長が指定する事件とする。</u>					(注) 1～6 (略)				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。